

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を八億二千八百二十六万三千三百十三円、資本準備金の額を八億二千八百二十二万六千三百三十二円減少することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十四日

掲載頁 一六〇頁(号外第一六一号)

令和八年一月二十一日

神戸市兵庫区荒田町四丁目八番五号

株式会社カナモリコーポレーション

代表取締役 金森 勇祐

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十一日

福島県いわき市平字研町二番地

株式会社東日本計算センター

代表取締役 鷲 弘樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十一日

千葉県船橋市海神町南一丁目一四七五番地

丸山金属工業株式会社

代表取締役 河上 達夫

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十二日まで当社にご提出下さい。

令和八年一月二十一日

愛知県西尾市一色町前野川原三三番地四

上坂印刷株式会社

代表取締役 太田 利和

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である池田肇及び林東錦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

中華人民共和国福建省廈門市高崎国際空港東連路二〇号

大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地関西国際空港内

厦門太古飛機工程有限公司

日本における代表者 林 東錦

任意清算公告

当社は、令和八年一月十日をもって解散し、会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算を行いますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

仙台市太白区中田町字後河原六番地の三七

合資会社 三和電工

代表社員 八巻 勝美

任意清算公告

当法人は、令和七年十二月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十一日

福岡市博多区店屋町四番一六号土居ビル

税理士法人レイセン会計

代表社員 國崎 充夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十八億三千六百六十五万八千六百九十九円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001050/c37g/>

令和八年一月二十一日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一―二〇一

HSJPN2特定目的会社

取締役 吉岡 淳

債権申出の公告(第二回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年十月二十七日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除外します。

令和八年一月二十一日

東京都中央区日本橋本町四丁目四番一四号

長谷川香料株式会社

確定給付企業年金清算人 江波戸崇道

訂正公告

令和八年一月十四日(号外第七号)掲載の所有者不明土地及び建物管理人による供託公告中、二供託所 千葉法務局木更津支局」とあるは、二供託所 千葉地方法務局木更津支局」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十一日

千葉市中央区本千葉町一番一号 日土地千葉中央ビル五F コンパサレ法律事務所

所有者不明土地及び建物管理人 弁護士 済木 昭宏

訂正公告

令和七年十一月十一日掲載の優先資本金の額の減少公告中、「取締役 鄭 武壽」とあるは「取締役 田中 雅勝」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

恵比寿特定目的会社

取締役 田中 雅勝

取消公告

令和七年十一月二十六日掲載の当社の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

令和八年一月二十一日

東京都港区高輪三丁目一番三番イハラ高輪ビル

イハラサイエンス株式会社

代表取締役 唐澤 将

正 誤

令和七年七月三十一日厚生労働省告示第二百十四号(租税特別措置法施行令第二十六條の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件)(原稿誤り)

二ページ下段改正後欄一行目から一五行目までは次のとおり誤り。

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六條の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(第七十九号に掲げるベタメタゾン古草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。)とする。

一〇二十四 (略)

二十五 オメブラゾール

二十六 九十五 (略)

九十六 ランソプラゾール

九十七 百 (略)

同ページ下段改正前欄一行目から一五行目までは次のとおり誤り。

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六條の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤(第七十八号に掲げるベタメタゾン古草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。)とする。

一〇二十四 (略)

(新設)

二十五 九十四 (略)

(新設)

九十五 九十八 (略)